

特別養護老人ホーム希望苑 <短期生活介護> 運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人公正会が開設する特別養護老人ホーム希望苑(以下「施設」という。)が行う、指定短期入所生活介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し、横浜市条例に基づき介護保険指定施設サービス(以下「施設サービス」という)を提供することを目的とする

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連續したものとなるよう配慮しながら、入居者個々人が尊厳を持って自立した生活を送ることができるように支援することをめざすものとする

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする

名 称 特別養護老人ホーム希望苑

所在地 神奈川県横浜市泉区池の谷 3901-1

(利用定員)

第4条 施設は、その利用定員を4人とする

(2)施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えて入所させないものとする

第二章 人員

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする

(1)管理者 1名(常勤兼務)

施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する

(2)医師 1名(非常勤兼務)

医師の職務は、利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする

(3)生活相談員 1名(常勤兼務)

生活相談員の職務は、入退所に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関すること、苦情や相談等に関することとする

(4)介護及び看護職員、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上

介護及び看護職員の職務は、介護職員は利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とし、看護職員は利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする

(5)栄養士(管理栄養士) 1名(常勤兼務)

栄養士の職務は、献立作成・栄養量計算及び給食記録を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする

(6)機能訓練指導員 1名(常勤兼務)

機能訓練指導員の職務は、利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする

第三章 設備

(設備及び備品等)

第 6 条 居室

利用者の居室は2人部屋及び、他入所者の空床などによる空きベッドの活用

第7条 食堂

1Fに設置し、食事及び行事等の共有スペースとして使用する

第8条 医務室

施設は、利用者の診療・健康管理等のために、医療法に規定する診療所を設ける。医務室には、利用者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備える

第9条 浴室など

施設は、浴室はご利用者のプライバシーへ配慮する環境を整え、使い易いよう一般浴槽(個浴)の他に要介助者のための特殊浴槽を設ける

施設は、必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設ける

第 10 条 機能訓練室

施設は、利用者が使用できる充分な広さをもつ機能訓練室を設ける

第 11 条 介護職員室

施設は、居室のある階ごとに居室に近接して介護職員室を設け、介護職員室には机・椅子や書類等保管庫など必要な備品を備える

第 12 条 その他の設備

施設は、設備としてその他には、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・相談室・靈安室・事務室・宿直室・会議室・エレベーターなどを設ける

第四章 運営

(内容及び手続きの説明と同意)

第 13 条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、予め利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者またはその家族の同意を得ることとする
(受給資格等の確認)

第 14 条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認することとする

2 施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めることとする

(稼働日)

第 15 条 施設の利用可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない

(入退所)

第 16 条 サービスの利用

施設は、居宅において養介護状態の高齢者、ご家族、又はそれに代わる者の希望で可能な限り、短期生活介護サービスを提供する

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない

3 施設は、ご利用者の担当介護支援専門員等に、ご本人、ご家族の希望の有無に関わらず、必要と判断した場合は、ご利用状況を報告し、在宅介護サービスの向上に努める

4 施設は、利用申込者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める

5 施設は、指定短期入所生活介護サービスの提供にあたって、ご利用者の入所時及び退所時には、ご利用者は、ご家族の希望、ご利用者の状態により自宅へ送迎を行う
但し原則として、送迎を行う範囲は次の通りとする

※泉区、旭区、瀬谷区、戸塚区の往復に要する時間が概ね1時間程度の範囲とする

第17条 退所

施設は、入所時に定めた利用期間に基づいて退所となる

(※)利用の中止

ご利用者の心身の状況、健康管理、医療的な管理、他利用者との関係など、事由を明らかにし、当苑の短期入所生活介護サービスのご利用が困難であると判断した場合、短期入所生活介護の利用を中止出来るものとする

2 施設は、利用者の退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める

第18条 入退所記録の記載

施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者のケースファイルに記載することとする

(介護の基準)

第19条 介護の取扱い

(1)施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その利用者の心身の状況に応じて、その処遇を妥当適切に行なう

(2)施設は、施設サービスを提供するに当たっては、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行なう

(3)施設は、その従業者が施設サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う

(4)施設は、施設サービスを提供するに当たっては、身体的拘束その他、利用者の行動を制限する行為を行わない。また、身体拘束廃止に適正化にかかる委員会を設置し、予防や職員研修等を定期的に行う

(5)施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行ない、常にその改善を図ることとする

第20条 施設(ショート)介護サービス計画について

1 受け入れ担当者は、短期生活介護利用にあたり、入所の際に介護サービス計画の作成を作成する

2 受け入れ担当者は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて現に抱かえる問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない

3 受け入れ担当者は、利用者及びその家族の希望・利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない

4 受け入れ担当者は、施設サービス計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得なければならない。

5 受け入れ担当者は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う

第21条 介護内容

(1)介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う

- (2)施設は、一週間に二回以上、適切な方法により利用者を入浴、または清拭を行う
- (3)施設は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う
- (4)施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、おむつを適切に取り替える
- (5)施設は、前各項のものその他、利用者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う
- (6)施設は、適切なサービスの提供が可能な介護職員を介護に従事させることとする
- (7)施設は、利用者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない
(食事の提供)

第 22 条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間(希望)に行うこととする

- (2)利用者の食事は、当該利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床に努める
(機能訓練)

第 23 条 施設は、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のための機能訓練を行う
(健康管理)

第 24 条 施設の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る

(相談及び援助)

第 25 条 施設は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適格な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う
(施設利用上の留意事項)

第 26 条 希望苑ショートステイの環境は併設のサービスであり、希望苑入所されている他にも大勢のご利用者において、他の入居皆様に迷惑にならないように、次の事項について留意してください
これらの事項について再三にわたって違反する場合には、退所の相談をさせていただくことがあります

(1)面会について

面会時間は 9:00～17:00 を原則とし、それ以外の面会の場合には、予めお知らせください

面会の際には面会簿の記入をお願いします

高齢者が集団で生活をしている場所です、感染症(風邪、嘔吐、下痢)などの症状がある、また同居のご家族に症状がある場合には、面会を制限させていただく場合がございます

(2)外出

外出の際は所定の届け出用紙を事前記入し提出してください、外出は身元引受人による申し出が必要です

(3)受診について

医療機関の受診において、ご家族のご協力を必要とします

また、救命救急の処置などの医療機関の利用についても、ご家族の付き添いが必要となります

緊急連絡先の記載の皆様におきましては、緊急時の対応をお願いします

※)緊急時とは、施設緊急と判断する場合を指します、医療的な裁量など、ご家族と医療機関との手続等が発生する場合、施設はその代行は行えません、ご利用者皆様は高齢者であり、そのような急変による呼び出しや、ご家族等による対応が必要である事を十分にご理解の上、施設をご利用ください

(4)施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください

これに反したご利用より破損等が生じた場合、賠償していただく事がございます

(5)喫煙・飲酒

喫煙は、ご遠慮ください

飲酒は、基本的には実施しておりません 特別な場合などご相談ください

(6)迷惑行為等

騒音等他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います また、むやみに他のご利用者の居室に立ち入ないようにしてください

(7) 所持品・金銭の管理

貴重品や金銭の持ち込みは原則ご遠慮ください

金銭によるご利用者間のトラブルの恐れがあるので、ご遠慮ください

お小遣い管理は、個々人において別途行います

(8) 宗教・政治活動

施設内で他のご利用者に対する、宗教活動及び政治活動はご遠慮ください

(9) 動物(ペット)の持ち込み

施設内においての動物の持ち込みはお断りしています 面会などはご相談ください

(10) その他

地震等災害に備えて、ベッドまわり、箪笥の上など、整理が困難な状況等の必要以上にお荷物などは持ち込まないでください。避難の妨げや落下の危険が生じ、ご利用者が危険となりますのでご協力ください

第 27 条 身元引受人等の責務

施設利用を継続していくために、身元引受人等ご家族にご協力いただく事項について

(1) 適切な情報提供にご協力ください、在宅での様子を伺い、こちらで介護を行います

日常の様子：必要な介護、医療上、健康上の注意事項、アレルギー、習慣、食べ物の好き嫌いなど

(2) 身元引受人住所、連絡先に変更が生じた場合や身元引受人の変更が発生した場合は、速やかにその内容をお伝えください

(3) 緊急時の医療機関の利用について

ご利用の皆さまにおいて、高齢である事、介護環境の変化、持病の悪化、変化などにより、緊急に医療機関の利用が発生する恐れがあります。身元引受人及び、緊急連絡先となる方は、緊急の際に連絡がとれるようにしてください

(4) その他

災害時(大規模災害、地震など) の連絡等において、施設側より連絡が取れない事態において、情報を得るために働きかけてください

(社会生活上の便宜の供与)

第 28 条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者の為のレクリエーション行事を行う

2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うこととする

3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、ご利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める

(利用料及びその他の費用)

第 29 条 利用料

(1) 施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする

(2) 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係わる施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする

第 30 条 その他の費用

施設は前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事が出来る

1. 居住費 1020 円(1 日あたり)

2. 食 費 1 日 1700 円 内訳 朝食 450 円 昼食 670 円 夕食 580 円

3. クラブ活動等に関わる費用の実費

※1 回の実施に關わる目安（書道 200 円～、珈琲 150 円～、喫茶 300 円～、行事参加費 100 円～など）

4 理美容代 床屋利用希望 理容散髪 1500 円～ 顔そり 300 円～

5 家電(テレビ・PCなど)の持ち込みがある場合は電気使用量1日10円(1家電ごとに請求させていただきます)

6 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族
に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする

希望は、施設(ショートステイ)サービス計画書に記載し、確認と同意を得る

第31条 施設は、入院治療を必要とする利用者のために、予め協力病院を定めておく

2 施設は、治療を必要とする利用者のために、予め協力歯科医療機関を定めておく
(衛生管理等)

第32条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上
必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う

2 施設は、当該施設において感染症の予防及びまん延防止のための委員会を設置し職員への周知、教育を行
い必要な措置を講ずるように努める

3 施設は感染症が発生した場合においても、可能な限り事業が継続できるようにBCP(事業継続計画)を整備
し、職員への研修及び訓練を行う、

(掲示)

第33条 施設は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資する
思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する

(秘密の保持)

第34条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 施設は、施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすこと
のないよう必要な措置を講じることとする

(苦情の処理)

第35条 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、
受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、
記録の整備その他必要な措置を講じることとする

(虐待防止の体制)

第36条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これら
の措置を適切に実施するための専任の担当者とする

- (1) 虐待防止検討委員会を設け、その責任者は管理者とする
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体
制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う
なお、本虐待防止検討委員会は、月次報告会と一体的に行う
- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を実施する
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実
確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて
協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める

(事故発生時の対応)

第37条 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用
者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる

2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をする
こととする

3 ご利用者の故意または過失等による事故の賠償は、ご利用者の負担となり、施設等に対して、速やかに賠
償するものとする

(緊急時等の対応)

第38条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必
要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる

※)緊急時において、必ず医療機関から、延命等治療に関する意向の確認、手続きが発生いたします
ご利用の皆様は高齢者であり、急変など思いもよらない変化、リスクをもっている事を理解していただき、ご協力を得られる前提として、当苑の短期入所生活介護をご利用ください
(隣接の新中川病院は救急指定の医療機関ではありません、夜間など利用することはできません)

(非常災害対策)

第 39 条 管理者は、非常災害その他緊急の事態に備え、職員及び利用者に周知徹底を図るため、定期的に施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施する

- (1) 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検
- (2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施
- (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める

2 非常災害(地震やそれに伴う火災等大規模災害について)

- (1)非常災害に備え、施設は指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び、非常時の体制で早期に業務の再開を図るための計画、(以下、「非常災害 BCP」という)を策定し、当該非常災害 BCP に従い必要な措置を講ずる
- (2)施設は従業者に対し、非常災害 BCP について周知すると共に、必要な研修及び訓練を実施する
- (3)非常災害害時には当苑は通常の介護サービス以外に、福祉避難所等、地域において避難の場所としての役割を担うこととする

(記録の整備)

第 40 条 施設は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておく

2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする

(その他の事項)

第 41 条 施設は、利用者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める

2 施設は、職員の資質の向上を図るため、隨時研修の機会を設ける

4 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及協力を行う等の地域との交流を深めることとする

5 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する

6 従業者でなくなった者についても秘密を保持させるため、その旨を雇用契約内容に明記する

第 42 条 この規程に定めるもののほか、施設の運営管理に関する必要な事項は、施設の管理者が別に定める

附則

この規定は、

平成 13 年 1 月 1 日から施工する

平成 14 年 1 月 1 日改定

平成 15 年 4 月 1 日改定

平成 17 年 10 月 1 日改定

平成 19 年 7 月 1 日改定

平成 24 年 6 月 1 日改定

平成 25 年 8 月 1 日改定

平成 26 年 4 月 1 日改定

平成 27 年 4 月 1 日改定

平成 27 年 8 月 1 日改定

平成 30 年 4 月 1 日改定

令和 2 年 8 月 1 日改定

令和 6 年 4 月 1 日更新する（災害・感染症事業継続、身体拘束適正化体制、虐待防止の体制）

居宅サービス事業所の運営規定と、介護予防サービス事業所の運営規定の変更点（相違点）対照表

特別養護老人ホーム希望苑 (短期生活介護) 運営規定	特別養護老人ホーム希望苑 (介護予防短期生活介護) 運営規定
<p>(事業の目的)</p> <p>第1条 この規定は、社会福祉法人公正会が設置運営する特別養護老人ホーム希望苑が行う<u>短期入所生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図る事を目的とする。</u></p>	<p>(事業の目的)</p> <p>第1条 この規定は、社会福祉法人公正会が設置運営する特別養護老人ホーム希望苑が行う<u>指定介護予防短期入所生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員等が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防短期生介護を提供することを目的とする。</u></p>

運営規定宣誓書

- 一、個の申請に係る事業所は、右表第1条にある通り事業の目的を予防介護とします。
- 二、平成18年4月1日時点において、法令で定められた職種及び職員数を配置します。
配置出来なかった場合は事業を休止もしくは廃止ます。
- 三、営業日、営業時間、サービス提供時間、実施地域については介護給付事業と相違ありません

以上3点について事実と相違ない事を宣約します。

平成26年4月1日

申請者

住所 横浜市泉区池の谷3901番地1

氏名 社会福祉法人 公正会

理事長 齋藤智範